

世界の平和憲法と憲法九条の歴史的意義

澤野義一

目次

- 一 はじめに
- 二 憲法九条以前の世界の戦争放棄条項
- 三 平和憲法としての憲法九条
- 四 憲法九条以降の世界の平和憲法
- 五 憲法九条への世界の注目
- 六 おわりに

一 はじめに

第二次世界大戦後の現代の平和憲法は、国際平和協調に基づき紛争の武力的解決を禁止する一九四五年の国連憲章の理念に沿って制定されている（国連憲章は不戦条約を継承しつつも同条約のような戦争放棄は明記していない）が、戦争放棄については不戦条約以降の憲法と同様、侵略戦争の放棄にとどまり、自衛や制裁の武力行使（事実上の戦争）

を容認するものである。しかし、一九四六年公布（翌年施行）の日本の平和憲法は、一切の戦争および武力行使・威嚇のみならず軍備保持を禁止する九条と、諸国民の平和的生存権保障に努めることをうたう前文を有している。また、戦争を想定した外国憲法に通常みられる国家緊急（非常事態）権の規定や、徴兵制を前提とした良心的兵役拒否権の規定さえ有していない。このようなことから、日本国憲法は単なる「戦争放棄憲法」や「平和憲法」でなく、平和主義を憲法の基本原則にすることから「平和主義憲法」と呼ばれるのにふさわしいといえよう。^①

しかし、この平和（主義）憲法の理念に反する安全保障や軍事政策を押し進め、憲法を改正（改悪）しようとしてきている日本の歴代政府や改憲勢力の見解を正当化するために、世界の平和憲法の中で日本の平和憲法を特別視すること疑問を呈する見解がある。^② また、最近では、安倍政権下の九条改憲案への対案として、個別的自衛権による専守防衛を明記する改憲案（立憲的改憲論等）を提示する野党や識者の見解等もみられる。^③ これらの見解や改憲案はいずれも「普通の国の平和憲法」を指向するものといえるが、そうだとすれば、憲法九条の歴史的意義（前文を合わせた徹底した平和主義）を軽視し、九条を世界に広める意義も喪失させることになるのではなからうか。

他方、外国に目を転ずると、日本国憲法公布以降、護憲的な憲法学者や市民・政党等によって、日本の平和憲法の理念を生かすために主張されてきた諸政策提言^④が、日本の平和憲法やそれに関する政策論議等を必ずしも知らないと思われる外国において、憲法条項や平和・安全保障政策として、徐々に部分的ではあれ具現化されてきている現実がみられる。例えば、日本の平和憲法から導き出される平和・安全保障政策の重要なものとして、非核政策やそれに関連する脱原発政策も提言されてきたが、それを憲法に明記するオーストリア憲法等がある。また、九条の戦争・戦力・交戦権否認にかかわって他国の戦争や軍事同盟に加担しない非武装永世中立が提言されてきたが、常備軍を禁止するコスタリカ憲法の下で非武装永世中立が宣言され実践されてきている。日本国憲法の平和的生存権については、イラ

ク自衛隊派兵違憲訴訟等の下級審判決において具体的権利性が認められてきているが、外国においても、「平和への権利」として憲法に規定されたり（ボリビア憲法等）、判決（コスタリカ等）でも容認されるようになってきている（後述四参照）。

これらの外国憲法の動向は、日本の平和憲法を生かす努力と政策提言が行われてきたことを評価する観点からすれば興味深い。憲法政治において改憲反対論を主張するだけでなく、日本の平和憲法の平和・安全保障政策を考えるうえで参考となりうる外国憲法の動向についても把握しておくことも大切と思われる。

本稿は、筆者がこれまでに刊行した著書や論稿の中ですでに言及したことのあるいくつかの事項（第二～五章のテーマ）について再論するものであり、基本的には新たな考察を行うものではないが、憲法九条の源泉について若干補足したい点や、「平和への権利」に関する外国憲法や国際的宣言あるいは核兵器禁止条約締結等の新たな動向を考慮して、改めて覚え書的にまとめるものである。

二 憲法九条以前の世界の戦争放棄条項

一八・一九世紀の近代憲法の中には侵略戦争否認を明記するものが若干みられるが（フランス一七九一年憲法等）、一九世紀の国際社会では、戦争は一定の国際法のルール（戦時国際法）に従う限り自由・合法とされていた。戦争が国際社会で一般的に禁止・違法化されたのは、第一次世界大戦終結（一九一八年）から一〇年後の一九二八年に成立（翌年発効）した不戦条約（アメリカのケロッグ国務長官とフランスのブリアン外相が中心に推進した「戦争放棄に関する条約」）においてである。同条約は、「（第一条）締約国八国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且ツ其ノ相

互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス。(第二条締約国ハ相互間ニ起コル・・一切ノ紛争ハ・・平和的手段ニ依ル・・コトヲ約ス。)と定めている。

この条約は文字通りにみれば、侵略戦争を禁止しただけで自衛戦争は禁止していないといった区別をせず、第一条前段では「国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ」と規定していることから、侵略・自衛・制裁のいずれの戦争も全面的に禁止していると解することができる。実際、当時そのような解釈をする人たちもいた。当該解釈が可能な政治的背景としては、不戦条約が、第一次世界大戦中から国際連盟設立(一九二〇年)後、一九二八年不戦条約成立に至る間の国際平和協調の風潮の中で、アメリカにおける戦争違法(犯罪)化論議の中で主張された平和思想、いわゆる戦争非合法化(outlawry of war)の思想と運動の影響を受けて成立したことにある。この戦争非合法化論では、すべての戦争放棄だけでなく、自衛戦争を容認するような国際連盟に対する批判や軍備全廃等も主張されていた。⁶⁾

また、その運動の中から、アメリカ合衆国憲法を修正する次のような案(フレーザー上院議員が一九一九年に提案)を議会に提出する運動も行われた。すなわち「いかなる目的でも戦争は違法である。アメリカ合衆国またはその法域内のいかなる州、領土、結社、個人も、国内および国外において、戦争およびいかなる武力による戦いや遠征、侵略、企てについての準備、宣戦、参戦、遂行もしてはならない。そのような目的のための、資金の調達、充当、支出は一切してはならない。」という案である。そこには、アメリカで一九九一年に「憲法九条の会」を創設し、日本の平和運動にも影響を与えたチャールズ・オーババー博士の指摘⁷⁾を敷衍すれば、日本の憲法九条の原型がすでに提案されているといってもよい(後述五も参照)。

それはともかく、当時の現実政治においては、不戦条約を締結した国々が国家の自衛権による自衛戦争は禁止されていないという解釈留保の下で同条約を批准したことに伴い、不戦条約第一条の後段だけを取り入れた憲法、例えば

「スペインは国家の政策の手段としての戦争を放棄する」と規定する一九三一年スペイン憲法（第六条）が登場した（その他、フィリピン憲法等）。この規定（文言）が憲法に導入されたのは、当該規定が不戦条約第一条前段の「国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ」という規定と異なり、侵略戦争のみを放棄する戦争放棄条項として解釈されていたことに起因すると考えられる⁸⁾。

しかし、このような憲法規定を有するか否かに関係なく（例えば明治憲法は戦争放棄規定を有していなかったが日本政府は不戦条約を批准している）、不戦条約が成立しても、国家の自衛権による自衛戦争が禁止されていないという一般的認識があったため、戦争違法化の具体化である軍縮が課題とされても実行されず、自衛を口実にした軍拡が進み、国際連盟も第二次世界大戦を阻止することはできなかった。

なお、戦争非合法化論者は自衛戦争を否定するが、自衛権については必ずしも深く考察されず、肯定されているようである⁹⁾。

三 平和憲法としての憲法九条

第二次世界大戦後、不戦条約で法解釈として容認されていた各国の自衛権による武力行使容認を国連憲章（第五一条）が明示的に規定したことで、各国憲法も、自衛権は明記しないが、侵略以外の自衛や制裁の武力行使（事実上の戦争）と軍隊の保持を容認している（戦争限定放棄論）。戦争放棄に関しては、例えばフランスの一九四六年憲法は、一七九一年の同国近代憲法を踏襲した文言であるが、「征服を目的とするいかなる戦争も企てず、かついかなる人民の自由に対してもその武力を行使しない」（前文）と規定している。一九四九年西ドイツ憲法は、「侵略戦争の遂行を準

備する行為は、違憲である」(第二六条)と規定している。

しかし、「(第一条) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。(第二条) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力を保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定める日本国憲法九条が、戦争限定放棄規定ではなく、戦争全面放棄規定と解釈されるならば(多数説)、それは、世界の戦争違法化の流れに沿って、上述したように、不戦条約第一条前段とその成立に影響を与えた戦争非合法化論が具現化されたものとみることができる。

なお、マッカーサー憲法草案作成者の一人であるケーデイスが、「国権の発動たる戦争は廃止する。日本は紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を維持するための手段としての戦争をも放棄する。・・・いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えられない。」というマッカーサーノート(一九四六年二月三日)を下敷きに条文を書く際に(マッカーサー憲法草案は一九四六年二月一三日に日本政府に提示)、自衛戦争放棄の箇所(文言)を削除して取り入れなかったのは、当時の不戦条約に関する一般的理解を念頭に、自衛戦争放棄が国家の自衛権を否定するものと受け取られることを危惧したからであるとされている。⁽¹⁰⁾しかし、マッカーサーが九条の下で自衛権が放棄されていないことを明言するようになるのは一九五〇年頃からではあるが、マッカーサーノートで自衛戦争放棄を主張したとき、ケーデイスが危惧した自衛権放棄まで考えていたかは定かではない。また、マッカーサーが一九五〇年頃に自衛権の存在を明言したとき、それは再軍備を想定するものでもなかったから、自衛戦争容認に変説したわけでもない。⁽¹¹⁾要するに、戦争非合法論者にみられるように、自衛戦争放棄は必ずしも自衛権放棄を意味するわけではないからである。

それはともかく、自衛権を認めることは自衛戦争を容認することであると理解する不戦条約成立時の一般的認識は、第二次世界大戦後、憲法九条が論議される段階では必ずしも通用しなくなる。帝国議会において九条を支持した多数意見（戦争と戦力全面放棄論）の中でも、九条における自衛権については、自衛権が放棄されたとみる説も主張されたが、戦力・武力によらない自衛権容認論（後に憲法学では多数説）も主張されていた¹²⁾。

上述のように、憲法九条第一項の戦争放棄は不戦条約との関連性が強いが、九条第二項の戦力不保持規定に関しては、一九四一年の大西洋憲章や一九四五年のポツダム宣言における好戦国の非武装化や日本の武装解除規定、あるいは一九四六年（二月から三月）の「日本非武装化条約案」（アメリカが起草し英国・ソ連・中国に提示）における非武装化規定（「日本の陸海空軍及びこれに類似する軍事的機構」の禁止規定）等との関連性が強い。この側面は、ドイツのニュルンベルク裁判（一九四五年八月、国際軍事法廷開始）で現れた「平和に対する罪」等の思想も反映し、日本の侵略戦争に対する制裁・懲罰的性格、あるいは反ファシズム的性格を有していたと考えることもできる。しかし、この側面も、不戦条約や戦争違法化の流れに沿ったものといえよう¹³⁾。

結局、憲法九条は、第一次世界大戦後登場した戦争違法化の理念を推し進めた平和憲法つまり「平和主義憲法」になったことが、今日、アメリカや他の国々の平和運動において注目される理由となっていると考えられる。

ただし、マッカーサー・ノートやマッカーサー憲法草案が戦争放棄条項ではあっても、必ずしも積極的な平和条項とはいえなかった点に留意する必要がある。マッカーサー憲法草案に基づいて作成された政府の帝国憲法改正案（一九四六年四月）の帝国議会における憲法審議の中で、戦争放棄や軍備放棄だけでは「消極的な印象を与えるから」、「日本国民は平和を愛好し、国際信義を重んずる」ことを九条に追加すべきだとする社会党議員らの修正案が提示されたことを受けて、最終的に、九条第一項冒頭に、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」の文言が追加さ

れた。これによって、九条は戦争放棄条項にとどまらず、平和条項でもあるという評価がなされるようになったといえる。¹⁵⁾

また、帝国議会の憲法審議過程では、日本の平和愛好の戦争放棄の精神を世界各国に了解してもらい、各国の憲法の中にも編み込まれるように政府の努力を望む議員の主張もみられた。¹⁶⁾ この主張は、憲法九条を世界に広めることを評価する今日の平和論や平和運動の先駆的主張として注目されよう。

以上のことから、帝国議会の憲法審議過程では、憲法九条は改憲派がいう「押し付け憲法」として消極的に受け止められていない。むしろ、憲法九条の理念を国際社会でも積極的・主体的に生かそうとする姿勢がみられる。

なお、戦争放棄の発案についてはマッカーサー説か幣原喜重郎首相説かという論議があるが、不戦条約やアメリカの戦争非合法化論を知っていたと考えられる幣原喜重郎首相が戦争放棄のアイデアに関しては仮にマッカーサーに影響を与えたとしても、戦争放棄や軍隊放棄を憲法条項化することを提案したのはマッカーサーとみるのが妥当と思われる。¹⁷⁾

四 憲法九条以降の世界の平和憲法

本稿の「はじめに」で、日本国憲法公布以降、護憲的な憲法学者や市民・政党等によって、日本の平和憲法の理念を生かすために主張されてきた諸政策提言が、日本の平和憲法やそれに関する政策論議等を必ずしも知らないと思われる外国において、憲法条項や平和・安全保障政策として、徐々に部分的ではあれ具現化されてきている現実がみられると述べたが、軍備、核兵器、原発、軍事同盟、平和的生存権等に関して、憲法規定として具現化されている事例

を以下に概視する¹⁸⁾。

1 軍備不保持を規定する憲法

日本以外の外国憲法で軍備保持を全面的に禁止したものはない。しかし日本が日米安保体制の下で世界有数の軍事力を保持しているのとは対照的に、リヒテンシュタイン（一九二一年）、コスタリカ（一九四九年）、キリバス（一九七九年）、パナマ（一九九四年）のように、有事のさいには再軍備が可能とされているが、平時の常備軍不保持を明記する憲法の下で実態的にも軍備を有しない国もある。また、この四カ国を含め二六カ国は事実上軍備を保持していない。もともと、軍備不保持をカパーするため、ルクセンブルクはNATOに加盟している。パラオは自由連合協定によりアメリカに国防の権限を委ねている。アイスランドは最近まで米軍による防衛に依拠していた。他方、コスタリカのように、米州機構に加盟しつつも非武装永世中立政策をとり、積極的な平和政策を實行している国もある。同国の常備軍不保持型の非武装平和憲法は隣国パナマにも採用されるなど、その平和政策を含め、世界的に注目されている¹⁹⁾。

平和と安全保障を確保する方法として、非武装平和主義が理想と考えられたとしても、一挙に軍備を全廃し、上記のような非武装平和憲法を制定するには歴史的・政治的諸条件がなければ困難である。そこで国際社会では軍縮を目指すことが現実的な課題とされてきているし、非同盟諸国では軍縮を政治方針としてきた歴史がある。その中には、軍縮を憲法で明記する国もある（旧ユーゴスラビア、バングラデシュ、モザンビーク、東チモール、トルクメニスタン等）。

なお、常備軍に否定的で常備軍を禁止すべきだとする思想の源流としては、近代憲法としては一七七六年のバージニア権利宣言や一九世紀のスイス憲法等、政治論としてはカントや植木枝盛の先駆的な平和思想等がある。常備軍が

平時から戦費を増大させるとともに、その重荷を脱するため攻撃戦の原因になること、あるいは他人を殺すための道具として使用されるならば、人間の人格・人間の権利を否定することになること等を理由に、カントが常備軍を時を追うて全廃すべきであると提言しているのは、特に日本やコスタリカの平和憲法の理念や運用を考えるうえで参考になると思われる。²⁰⁾

2 核兵器保有と原発を禁止する憲法

（軍縮の特別なものとして核兵器（その他化学兵器なども含む）の廃絶があるが、一九八一年のパラオの非核憲法以降、非核条項を定める憲法がみられるようになっていく（フィリピン、オーストリア、カンボジア、ベラルーシ、トルクメニスタン、ボリビア、イラク等）。日本国憲法は当該規定を有しないが非核憲法と解される。というのは、核兵器保有は憲法九条の戦力不保持規定に反し許されないからである。しかし、日本政府は従来から自衛のための核兵器保有合憲論に立つており、二〇一六年には核兵器使用をも合憲とする閣議決定を行った。したがって、政府はこのような核兵器合憲論と日米同盟による「核の傘」論を前提にしているため、二〇一七年七月に国連会議において成立した核兵器禁止条約に反対せざるをえないのである。当該条約は、核兵器の製造・保有・使用等だけでなく、核兵器を使用するとの威嚇（核抑止論）も禁ずる点で画期的であり、非核三原則の法制化とともに早急に批准されるべきである。²¹⁾

原発に関しては、二〇一一年三月の福島原発事故を契機に脱原発や反原発が注目されているが、上記のパラオ憲法とオーストリア憲法（一九九九年）は明確に原発（使用等）を禁止している。放射性物質の貯蔵・使用等の禁止という表現により、実質的に原発ならびに核兵器保有を禁止していると解される憲法としては、ミクロネシア連邦憲法

(一九七九年)がある。

日本国憲法は原発を禁止する明文規定を有しないが、現時点で再考すると、原発は放射能汚染によって生命権、幸福追求権、環境権、平和的生存権など様々な人権侵害を引き起こし、潜在的に核兵器という戦争手段に転用できる違憲の「戦力」ともなりうる点で、私見では違憲と解される。近年ようやく原発違憲論が主張されるようになってきたが、この点については、原発を禁止する明文規定を有しないコスタリカ憲法の下で、原発設置を可能にできる政令について、同国の最高裁憲法廷が憲法の平和の価値（非武装永世中立や平和的生存権尊重の理念等）および健全な環境への権利を侵害するとし違憲無効とした判決（二〇〇八年）が参考となろう。²²

3 外国軍事基地不設置と中立政策を規定する憲法

外国軍事基地設置の禁止を明記している憲法として、オーストリア、フィリピン、カンボジア、モルドヴァ、ウクライナ、トルクメニスタン、エクアドル、ボリビア憲法等がある。エクアドルは米軍基地撤去運動を背景に当該憲法を制定し（二〇〇八年）、米軍が撤退した事例である。フィリピン憲法（一九八七年）については外国軍事基地設置禁止規定が厳格でないため、実際には米軍との軍同盟の内容の条約が締結されている。そこには、外国軍事基地不設置条項だけでは軍事同盟自体が禁止されていないという限界がある。その意味では、オーストリア、カンボジア、モルドヴァ、トルクメニスタンは永世中立規定も有しており注目される。というのは、永世中立は概念的には軍事同盟締結禁止や外国軍事基地不設置の意味を内包しているからである。

しかし注意しなければならないことは、これらの「永世中立」条項を有する憲法であっても、中立宣言、国際会議あるいは国連によって国際法的にも永世中立が承認されていないと実効性に欠け、遵守されないことにもなる。モル

ドヴァはその例である。憲法では単なる「中立」条項しか有していないが、スイスやマルタなどは国際的には永世中立国とみられている。なお、ベラルーシも中立規定を有するが、永世中立国とはみられていないし、中立政策を実行しているともいえない。

中立政策の一種である「非同盟」を憲法に規定する国として、旧ユーゴスラビア、マルタ、カンボジア、トルクメニスタン、ネパール、モザンビーク等がある。マルタは非同盟と中立を、カンボジアとトルクメニスタンは非同盟と永世中立を規定しているのが特徴的である。ただし「非同盟」については、冷戦下で唱えられた政治的な中立主義であり、永世中立とはちがいが、集団的自衛権や軍事同盟締結を禁止していない。また、非同盟諸国間の戦争も行われてきたように、中立政策が不徹底であることに留意しておく必要がある。その意味では、中立政策を徹底させようとする「非同盟・永世中立」は評価できよう。

なお、コスタリカは憲法には「中立」関連規定はないが、対外的には一九八三年に永世中立宣言を行い、非武装永世中立政策を実行している。当該政策を国際法的な拘束力を有する永世中立であるとする見解に基づいて、コスタリカ最高裁憲法廷が同国政府によるアメリカのイラク戦争支持声明を違憲無効とする判決を出していることは注目される。非武装永世中立の思想や政策は、憲法九条に適合的なものとして日本で先駆的に研究・提言されてきていたが、コスタリカで実践されているといえよう。²³⁾

4 平和への権利（平和的生存権）

平和と人権の不可分性は、第二次世界大戦を契機に大西洋憲章等において世界的に自覚されるようになったが、それは日本国憲法前文において平和的生存権という表現で文言化された。その後、一九八〇年前後から国連総会

(一九七八年「平和の生存の社会的準備に関する宣言」等)でも平和的生存権の固有性が承認されるようになった。それを反映して、現在では「平和への権利」の推進をうたうコロンビア憲法(一九九一年)やボリビア憲法(二〇〇九年)が登場している(その他にはブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、ギニアビザウ、ペルー憲法)。また、本稿の「はじめに」で指摘したように、日本の下級裁判所だけでなく、コスタリカや韓国の憲法裁判所でも平和的生存権の具体的権利性が認められるようになって²⁴⁾いる。

平和への権利や平和的生存権の内容としては国防の義務に対する良心的兵役拒否権が含まれるが、良心的兵役拒否権を憲法に明記している国としてはドイツ、スペイン、イタリア、ポルトガル、スイス等がある。欧州では冷戦後、徴兵の現実性がなくなってきたことを踏まえ徴兵を停止する傾向にあり、ドイツは二〇一一年立法により徴兵を停止した。良心的兵役拒否権以外に、ボリビア憲法に規定されているような、人道に反する戦争犯罪への対処規定や、非常事態においても人権制限を禁止する規定、あるいはポルトガル憲法にみられるような、戦争犯罪を裁く国際刑事裁判所の裁判権を認める規定なども、平和への権利に関する規定といえる。

このような動きを通じて、従来の「人道としての平和」観が「人権としての平和」観へといつそう発展していくことが期待されるなか、国連総会が二〇一六年二月一九日「平和への権利宣言」を採択したこと(意義は大きい)。この宣言は、二〇〇三年のイラク戦争を契機に戦争防止の必要性を痛感したスペインのNGOが提唱した国際会議の様々な討議の成果である(日本の国際法律家協会等のメンバーは日本の平和的生存権等について発言)。ラテンアメリカ・アフリカ・アジア(中国・北朝鮮を含む)諸国を中心に一三二カ国が賛成したが、アメリカ・EU諸国・韓国・日本等の三四カ国が反対し、イタリア・トルコ等一九カ国が棄権した。この宣言については日本では政府もメディアもほとんど報じておらず、一般的に知られていない。

「平和への権利宣言」は五カ条の本文と前文からなっているが、前文には以下のことが述べられている。すなわち、国連憲章、国際諸人權、平和と人権に関する国際宣言や取組みの歴史を再確認しつつ、「平和」は紛争のない状態だけでなく、紛争が相互理解と協力の精神で解決されるものであること、また人間の固有の尊厳に由来する不可譲の権利の享受により促進されるものであることを確認し、現在及び将来の世代が将来の世代を戦争の惨害から免かれるという願望で、平和のうちに共に生きることを学ぶことを現在の世代が確保すべきであることを、関係者らに招請するといった内容である。

上記の宣言は、一切の戦争と軍備放棄を規定した下での平和的生存権保障をうたう日本国憲法ほどには徹底しておらず、条約でないため国際法的効力も当面ないとしても、安易に武力で紛争を解決しようとするために人々の平和的生存を脅かす事態が一向になくならない国際情勢の中で、国内外で参照され実行されれば、国際法的拘束力をもつようになることも期待できよう。⁽²⁵⁾

五 憲法九条への世界の注目

日本国憲法九条に注目してきたこれまでの代表的な外国の平和運動や国際的会議については、一九八〇年代以降のものとして以下のようなものがある。⁽²⁶⁾

① 軍隊のないスイスを目指すグループ

このグループは一九八〇年代に入ってからのヨーロッパの反核・平和運動の中から生まれてきた市民運動組織であるが、一九八六年に軍隊廃止を目指して憲法を部分改正する国民投票を請求した。廃止請求は否決されたが、スイス

以外にも広がったこの運動では、憲法九条が外国語に翻訳されて活用されている。なお、このグループの平和政策によれば、武装永世中立国の非武装永世中立国への転換、市民的不服従、戦争原因となる構造的暴力の解消等が構想されている。

② アメリカの九条の会

この会は、アメリカの石油権益獲得のために起こされた第一次湾岸戦争直後の一九九一年三月、憲法九条を知ったチャールズ・オーバビー博士が、九条の理念を世界に広めるために創設したものである。そして、二〇〇三年には合衆国憲法に日本の平和憲法と同じ戦争放棄条項を入れた改正案を議会に提出する準備をしていたことは興味深い。大江健三郎氏ら九名による「九条の会」（二〇〇四年）とは設立由来を異にし、それより約一〇年前に創設された「九条の会」ではあるが、憲法九条の意義を先駆的に内外に知らしめた役割は大きい。なお、オーバビー博士の思想は、本稿で上述したアメリカの戦争非合法化論の系譜にある。

③ ハーグ市民国際平和会議

一九九九年五月、オランダにおいてハーグ国際平和会議百周年を記念して、世界から約一万人の市民らが集まって平和会議を開催した。この会議の「公正な世界秩序のための一〇の基本原則」の第一項目には、「日本国憲法第九条が定めるように、世界諸国の議会は、政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである。」と述べられている。

④ 「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(GPAC) 会議

当該パートナーシップを目指すアナン国連事務総長の呼びかけ（二〇〇一年）に応じてつくられた国際的なNGO会議の中の北東アジアNGO会議は、二〇〇六年二月（東京開催）に提言した「東京アジェンダ」において、憲法九条の改定が北東アジアの近隣諸国に対する脅威になること、憲法九条が紛争解決の手段として普遍的価値を有し、北

東アジアの平和の基盤としても活用されるべきことなどを確認している。

⑤ 九条世界会議

二〇〇八年五月、千葉・広島・仙台・大阪で三日間開催され、のべ三万人以上（海外三二カ国・地域から一五〇人以上）参加した当該会議の声明文の一つである「戦争を廃絶するための九条世界宣言」の中で、「九条を人類の共有財産として支持する国際運動をつくりあげ、武力によらない平和を地球規模で呼びかける」と宣言している。そして、各国政府に求める具体的提言の中では、上記の二〇一六年「平和への権利宣言」のベースになるような項目、すなわち、「あらゆる人権を促進し擁護しつつ、平和のうちに生きる固有の権利を認め公式化すること。平和のうちに生きる権利なしには、他の人権も実現しえない。」という項目が掲げられている。その他、「日本の憲法九条やコスタリカ憲法一二条のような平和条項を憲法に盛り込むことなどを通じて、戦争および、国際紛争解決のための武力による威嚇と武力の行使を放棄すること。」といった注目すべき項目もある。

六 おわりに

上述したように、非戦・非武装を定める九条と平和的生存権を定める前文を有する日本の平和（主義）憲法が世界的に注目され、また、平和憲法を踏まえて提言されてきた平和・安全保障政策、例えば漸次的な軍隊（常備軍）廃止、非核や脱原発、日米同盟に代わる非同盟や永世中立といった平和・安全保障政策も、世界のいくつかの憲法で具現化されていることから、日本の平和憲法の世界的先進性が窺われる²⁷⁾。しかし、自民党が必要な自衛措置をとりうる自衛隊等を明記する「改憲四項目案」を提示したり、その背後に、平和的生存権規定を削除し、国防軍の保持や海外派兵

を容認する規定と、戦争等の緊急事態時には憲法を一時停止して国民に防衛や服従の義務を課すことが可能になる「自民党改憲草案」を構想しているのは、平和憲法の歴史的発展に逆行し、容認できるものではない。この点は、本稿の「はじめに」でも言及しているが、野党等からしばしば提言される「護憲的改憲論」や「立憲的改憲論」等に対しても同様に指摘できよう。

- (1) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（法律文化社、二〇一五年）二二三頁。
- (2) 例えば、西修『日本国憲法を考える』（文芸春秋、一九九九年）一一頁以下。その問題点については、澤野義一『平和主義と改憲論議』（法律文化社、二〇〇七年）一八一―二二頁。
- (3) 山尾志桜里編『立憲的改憲』（ちくま書房、二〇一八年）等。その問題点については、澤野義一「安倍9条改憲と反対派の自衛権容認論批判」大阪経済法科大学『21世紀研究』第10号（二〇一九年三月）。
- (4) 憲法学者が中心に提案したものとしては、和田英夫・小林直樹・深瀬忠一・古川純編『平和憲法の創造的展開』（学陽書房、一九八七年）、深瀬忠一・杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢治編『恒久世界平和のために』（勁草書房、一九九八年）等のほか、渡辺治・福祉国家構想研究会編『日米安保と戦争法に代わる選択肢』（大月書店、二〇一六年）の第4章以下の諸論稿も参照。
- (5) 本稿の二・三および五（章）については、澤野義一『入門 平和をめざす無防備地域宣言』（現代人文社、二〇〇六年）の五九―六一頁、本稿の四（章）については、同『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）の序章で言及している。
- (6) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、一九八七年）七二―七四頁、河上暁弘『日本国憲法9条成

- 立の思想的淵源の研究』（専修大学出版局、二〇〇六年）二五四頁以下。
- (7) H・ジョセフソン（榎田ふき監修、小林勇訳）『絶対平和の生涯』（藤原書店、一九九七年）一九八―二〇七頁。および同書所収のチャールズ・オーバビーの「日本語版への序文」三―六頁参照。
- (8) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（前掲）二〇五―二二二頁、河上暁弘「不戦条約と日本国憲法第九条」、『島平和研究所ブックレット』HP1 Booklet、五七―六〇頁参照。
- (9) 河上暁弘『日本国憲法9条成立の思想的淵源の研究』（前掲）一九三頁以下。
- (10) 西修『日本国憲法の誕生を検証する』（学陽書房、一九八六年）二二―二六頁、塩田純『9条誕生』（岩波書店、二〇一八年）一一―一二頁。
- (11) 古関彰一『平和国家』日本の再検討』（岩波書店、二〇一三年）一六七―一六九頁、粕谷進『憲法第九条と自衛権』（法学書院、一九八五年）一一―一二頁参照。
- (12) 自衛権が放棄されたとみる説として、高柳賢三議員は、憲法九条第二項があることにより、九条の戦争放棄は「従来の条約或いは憲法の条項に於いて見出される戦争放棄とは本質的に違った条項」であり、「恐らくは自衛権も放棄する・・・意味合いが出て来る」と述べている（貴族院帝国憲法改正案特別委員会、一九四六年九月一三日）。武力によらない自衛権説としては、吉田茂首相は、「戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権を否定して居りませぬが、第九条第二項に於いて、一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も・・・放棄した」と述べている（衆議院本会議、一九四六年六月二六日）。
- 戦後日本の自衛権論議の展開過程については、山内敏弘『平和憲法の理論』（日本評論社、一九九二年）一一―一頁以下、澤野義一『永世中立と非武装平和憲法』（大阪経済法科大学出版部、二〇〇二年）二六六頁以下等を参照。なお、私見は自衛権放棄説である。

- (13) 上山春平・三宅正樹『世界の歴史23 第二次世界大戦』（河出書房新社、一九九〇年）三三五頁以下参照。
- (14) 黒田壽男議員の発言（衆議院帝国憲法改正案委員会、一九四六年七月二日）のほか、鈴木義男議員の発言（衆議院本会議、一九四六年六月二六日）等。
- (15) 古関彰一『平和憲法の深層』（筑摩書房、二〇一五年）九〇頁以下。
- (16) 笠井重治議員の発言（衆議院帝国憲法改正案委員会、一九四六年七月一五日）。
- (17) 古関彰一『平和国家』日本の再検討』（前掲）九頁、同『平和憲法の深層』（前掲）五八頁以下、佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』（成文堂、一九九七年）四五頁以下等。私見として、澤野義一『日本国憲法九条と幣原喜重郎』田畑忍編『近現代日本の平和思想』（ミネルヴァ書房、一九九三年）一八七―一九〇頁参照。
- なお、マッカーサー憲法草案全体については、鈴木安蔵（憲法学者）や森戸辰男（憲法制定議会では社会党議員）ら七名で組織された憲法研究会が作成した「憲法草案要綱」（一九四五年一二月）が多大な影響を与えたが、戦争放棄条項はそうではない。憲法研究会では戦争放棄については議論はなされておらず、鈴木安蔵は戦後当初は自衛戦争を否定しない考えをもっていた。この点については、柴田哲夫『フクシマ・抵抗者たちの近現代史』（彩流社、二〇一八年）一八五―一八九頁、古関彰一『平和憲法の深層』（前掲）一八八―一九一頁参照。また、一九五〇年代後半以降に鈴木安蔵が提唱するようになる非武装永世中立論については、澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）六八―六九頁参照。
- (18) 本章四については、澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）五―一二頁の記述を基本的に再録している。
- (19) 前田朗『軍隊のない国家』（日本評論社、二〇〇八年）、Ch.Barbey, Non-Militarisation: Countries Without Armies, Åland Islands Peace Institute, 2015. 参照。

- (20) 澤野義一『平和憲法と永世中立』（法律文化社、二〇一二年）六六―六七頁。
- (21) 澤野義一『核兵器禁止条約と日本の核政策』『科学的社会主義』二〇一七年（一〇月号）六一―二頁。
- (22) 澤野義一『脱原発と平和の憲法理論』（前掲）の第一章および第二章を参照。
- (23) 澤野義一『平和憲法と永世中立』（前掲）の第一章および第二章を参照。
- (24) 平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会編『いまこそ知りたい平和への権利48のQ&A』（合同出版、二〇一四年）のほか、前田朗『平和への権利―紛争の文化から平和の文化へ』INTERJURIST、一八七号（二〇一六年）三二―三六頁等参照。
- (25) 飯島滋明『平和への権利宣言』国連総会採択に（つ）INTERJURIST、一九一号（二〇一七年）一九―二五頁等参照。

なお、「平和への権利宣言」（二〇一六年二月一九日、国連総会採択）の五カ条は以下のように定められている。

第一条 すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、並びに、発展が十分に実現されるような平和を享受する権利を有する。

第二条 国家は、平等及び無差別、正義及び法の支配を尊重、実施及び促進し、社会内及び社会間の平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由を保障すべきである。

第三条 国家、国際連合及び専門機関、特に国際連合教育科学機関（ユネスコ）は、この宣言を実施するため適切で持続可能な手段を取るべきである。国際機関、地域機関、国家機関、地方機関及び市民社会は、この宣言の実施において支援し、援助することを奨励される。

第四条 平和のための教育の国際及び国家機関は、寛容、対話、協力及び連帯の精神をすべての人間の間に強化するために促進されるものである。このため平和大学は、教育、研究、卒後研修及び知識の普及に取り組むことにより、平和のために教育するという重大で普遍的な任務に貢献すべきである。

(26) 第五条 この宣言のいかなる内容も国際連合の目的及び原則に反すると解してはならないものとする。この宣言の諸規定は、国連憲章、世界人権宣言及び諸国によって批准される国際及び地域文書に沿って理解される。本章五については、澤野義一『入門 平和をめざす無防備地域宣言』（前掲）五九―六一頁の記述を基本的に再録している。

(27) 憲法九条の戦争放棄の理念が世界で生かされるべきだという観点から、憲法九条世界化論をいち早く唱えていた論者としては、憲法・政治学者の田畑忍が注目されよう。田畑は一九八〇年代頃から、「戦争肯定・軍事同盟肯定の国際諸法は、日本国憲法九条にならつて、須らく戦争否定の国際法に必ずや速やかに改正すべきであります。…単にそれだけでなく、世界各国のすべての憲法に九条同様の平和条項が加えられるべきであります。」と述べている。澤野義一『平和憲法と永世中立』（前掲）七八、九四頁参照。

